



島根県報

令和8年3月31日（火）

号外 第 4 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	2
島根県病院局職員就業規程の一部改正	2
島根県病院局財務規程の一部改正	3

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	3
---	---

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第15条第1項及び第3項中「診療放射線技師」の次に「、臨床検査技師」を加える。

第19条第1項に次の1号を加える。

(13) 看護師の資格を有する職員（中央病院が設置する特定行為の推進等に関する委員会が認めた職員に限る。）が保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為の業務に従事したとき。

第19条第2項第12号ア中「10,000円」を「1件につき10,000円」に改め、同号イ中「3,000円」を「1件につき3,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(13) 前項第12号の職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める額

ア 術中麻酔管理に係る特定行為を行った職員 1日につき3,000円

イ 特定行為（アに掲げるものを除く。）を行った職員 1件につき370円（ただし、1日の支給額の上限は、1,110円とする。）

第23条第2項第1号中「21,000円」を「22,500円」に改め、同項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の規程」という。）第15条の規定は令和6年4月1日から、改正後の規程第23条の規定は令和7年4月1日から適用する。
（宿日直手当の内払）
- 3 この規程による改正前の島根県病院局職員の給与に関する規程第23条の規定に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された宿日直手当は、改正後の規程第23条の規定による宿日直手当の内払とみなす。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

目次中「第36条の3」を「第36条の6」に改める。

第36条第1項中「子をいう。」の次に「第36条の6第1項において同じ。」を加え、「以下この条」を「次項及び第36条の6第2項」に改める。

第36条の4第1項中「以下この条」を「次項」に改める。

第3章中第36条の5の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第36条の6 管理者は、管理者が別に定める職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達した後小学校第3学年を修了する日の属する年度の末日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認することができる。

- 2 前項及び管理者が別に定めるもののほか、職員の子育て部分休暇については、部分休業の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第5号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第15条第2項及び第16条第1項中「15日」を「20日」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第4号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

流産絨毛染色体検査料の項の次に次の1項を加える。

ネオセルフ抗体検査 1回につき 30,000円

遺伝性腫瘍パネル検査料の項の次に次の1項を加える。

標準治療前におけるがんゲノムプロファイリング検査 1回につき 618,000円

歯ブラシ使用料の項中「235円」を「60円」に改める。

吸引歯ブラシ使用料の項中「765円」を「260円」に改める。

口腔ケア用スポンジ使用料の項中「25円」を「20円」に改める。

口腔ケア用ジェル使用料の項中「1,120円」を「960円」に改める。

口腔洗浄用シリンジ使用料の項中「90円」を「100円」に改め、同項の次に次の4項を加える。

舌ブラシ使用料 1本につき 100円

歯間ブラシ使用料 1本につき 20円

粘膜ブラシ使用料 1本につき 270円

タフトブラシ使用料 1本につき 80円